



2022年6月29日

各 位

会社名 東 急 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 高橋 和夫
(コード番号 9005 東証プライム市場)
問合せ先 財務戦略室 主計グループ
統括部長 兼 連結IR課長
西村 浩彰
(TEL 03-3477-6168)

当社取締役等に対する株式報酬制度の継続および信託金の追加拠出に関するお知らせ

当社は、当社取締役および執行役員等（社外取締役、非常勤取締役（ただし、取締役調査役を除きます。）および海外居住者を除く。以下「取締役等」という）を対象として、信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を2017年度に導入しておりますが、本日開催の取締役会において、本制度を継続し、信託金を追加で拠出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、取締役等を対象に、中長期的な業績の向上および株主価値の最大化への貢献意識を一層高めることを目的として、本制度を継続します。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、業績や役位に応じて、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を交付及び給付（以下「交付等」という）する制度です。
- (3) 本制度の継続にあたって、当社が既に設定している信託（以下「本信託」という）の信託期間を延長します。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、連続する5事業年度を対象として、当社株式等を役員報酬として交付等する制度です。

(2) 延長後の信託期間

延長後の本信託の信託期間は、2022年9月1日（予定）から2027年8月末日（予定）までの5年間とします。

延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び信託金の追加拠出を行うことにより本信託を延長することがあります。その場合、以降の連続する5事業年度が新たな対象期間となり、当社は株主総会の承認決議を得た本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

なお、信託期間の終了時に受益者要件を充たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 制度対象者に交付等が行われる当社株式等

取締役等には、毎年一定の期間に、役位等に基づきポイントが付与します。付与されたポイントは毎年累積され、取締役等の退任後に、付与されたポイントの累積ポイント数に応じて交付等が行われる当社株式数が定まります。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、交付等が行われる当社株式数を調整します。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

一定の受益者要件を満たした取締役等は、当社の取締役等を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を行うものとします（ただし、納税資金確保の観点から当該ポイントの30%を上限とする一定割合に相当する数の当社株式について本信託内で金銭換価することがあります。）。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、当該時点における累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該取締役等の相続人に対して給付するものとし、信託期間中に取締役等が海外居住者となることが決定した場合には、当該時点における累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該取締役等に対してすみやかに給付するものとします。

(5) 本信託に拠出される信託金の額および1年あたり付与ポイント数の上限

当社が本信託へ拠出する信託金の金額および信託から取締役等に対して付与される1年あたりの付与ポイント数の上限は、以下のとおりです。

① 本信託に拠出する信託金の額（予定）

2億円（概算）（※1）

(※1) 本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額。なお、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会（以下「2017年総会」といいます。）で承認された取締役分に係る株式取得資金の上限額は500百万円ですが、本制度の対象者には執行役員等も含まれております。

②本信託における取締役等に対して付与される1年あたりの付与ポイント数の上限
75,000ポイント（※2）

(※2) 信託金の合計上限額を踏まえ、制度導入時点での株価等を参考に設定しています。なお、2017年総会で承認された取締役に対する付与ポイント数の上限は、年間6万ポイント（2017年8月1日付で行われた株式併合を加味したもの）です。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の株式取得資金及び交付株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に対し支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(9) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託契約に基づき、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、株主還元策として、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に対する配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び制度対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 信託期間中に在任する取締役等のうち、受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2017年8月9日（2022年6月に変更契約を締結予定） |
| ⑧延長後の信託の期間 | 2017年8月9日～2027年8月末（上記変更による延長後の予定） |
| ⑨議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪信託金の額 | 2億円（概算）（※3）
(※3) 株式取得資金および信託報酬・信託費用を含む。 |
| ⑫帰属権利者 | 当社 |
| ⑬残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上